

1-21. 那覇市議会議員政治倫理に関する必要な文書の様式を定める 要領

令和 7 年 8 月 27 日
議会事務局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、那覇市議会議員政治倫理条例(令和5年那覇市条例第26号。以下「条例」という。)及び那覇市議会議員政治倫理条例施行規程(令和5年那覇市議会訓令第3号。以下「規程」という。)の施行に関し必要な文書の様式を定めるものとする。

(文書の様式)

第2条 文書の様式は、次の表のとおりとする。

様式	文書の名称	関係条項
第1号様式	政治倫理基準違反 審査要求書(有権者用)	条例第6条第1項 規程第3条第1項
第2号様式	審査要求署名簿	条例第6条第1項 規程第3条第1項
第3号様式	政治倫理基準違反 審査要求書(市長等用)	条例第6条第3項
第4号様式	審査要求補正要求書	条例第7条第3項
第5号様式	却下通知書	条例第7条第4項
第6号様式	審査会設置通知書	条例第9条第2項
第7号様式	審査会出席要請書	条例第10条第5項
第8号様式	審査結果報告書	条例第10条第4項及び第9項
第9号様式	審査結果通知書	条例第11条
第10号様式	説明会開催請求書	条例第17条第2項

付 則

この要領は、令和7年8月27日から施行する。

第1号様式

政治倫理基準違反 審査要求書(有権者用)

年 月 日

那覇市議会議長 様

審査要求代表者

住所

氏名

連絡先(電話)

那覇市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり審査を要求します。

対象議員名	
違反行為があると認められる政治倫理基準	那覇市議会議員政治倫理条例第4条第 項第 号に該当
政治倫理基準違反行為の内容	

備考

- 1 審査要求には、那覇市議会議員の選挙権を有する者50人以上の連署が必要である。
- 2 審査要求は、審査の対象となる政治倫理規準違反行為と疑われる行為の日又は刑事事件により有罪の判決を受けた日が属する議員としての任期中に行わなければならない。

添付書類

- 1 審査要求署名簿(第2号様式)
- 2 政治倫理基準に違反することを証する書類等(那覇市議会議員政治倫理条例施行規程第4条に規定する書類等)

(表)

第2号様式

審査要求署名簿

那覇市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定により、_____議員
に係る審査を要求するために署名します。

併せて、那覇市議会議長が、那覇市選挙管理委員会に対し、署名した者が選挙人名簿登録者であることの確認を求めることについて、同意します。

番号	署名年月日	住所	氏名	生年月日	選挙人名 簿登録者 確認欄

備考

- 1 署名簿は、各署名簿に通じる一連番号を付すこと。
- 2 氏名は、自署すること。

(裏)

- 3 署名が有効となる有権者は、当該署名に係る審査等の要求が行なわれた日の直近に行われた公職選挙法第 22 条第 1 項又は第 3 項の規定による那覇市の選挙人名簿の登録において当該選挙人名簿に登録されている者とする。
- 4 選挙人名簿登録者確認欄は、記入しないこと。
- 5 身体故障等により署名簿への署名を他人に委任する場合は、代筆者は条例第 6 条第 1 項に規定する選挙人名簿に登録されている者でなければならない。この場合において、委任を受けた者は、当該委任した者の氏名の下に代筆者と記載し、代筆者として自らの氏名を自署し、住所等を記載しなければならない。
- 6 地方自治法第 74 条第 7 項に定める期間は、審査の要求のための署名を求めることができない。

第3号様式

政治倫理基準違反 審査要求書(市長等用)

年 月 日

那覇市議会議員 様

審査要求者

職名

氏名

那覇市議会議員政治倫理条例第6条第3項の規定に基づき、次のとおり審査を要求します。

対象議員名	
違反行為があると認められる政治倫理基準	那覇市議会議員政治倫理条例第4条第 項第 号に該当
政治倫理基準違反行為の内容	

備考

審査要求は、審査の対象となる政治倫理規準違反行為と疑われる行為の日又は刑事事件により有罪の判決を受けた日が属する議員としての任期中に行わなければならない。

添付書類

政治倫理基準に違反することを証する書類等（那覇市議会議員政治倫理条例施行規程第4条に規定する書類等）

第4号様式

審査要求補正要求書

年 月 日

様

那覇市議会議長

年 月 日付けで提出されました那覇市議会議員政治倫理条例
第6条第 項の規定による審査要求につきましては、下記の理由により、補正する
ことを求めます。

記

対象議員名	
補正を求める事項及び理由	
補正期限	年 月 日

却下通知書

年 月 日

様

那覇市議会議長

年 月 日付けで提出されました那覇市議会議員政治倫理条例第6条第 項の規定による審査要求につきましては、下記の理由により、却下することとなりましたので、通知します。

記

対象議員名	
却下理由	

第6号様式

審査会設置通知書

年 月 日

様

那覇市議会議長

年 月 日付けで提出されました那覇市議会議員政治倫理条例
第6条第 項の規定による審査要求について審査をするため、下記のとおり那覇市議
会議員政治倫理審査会を設置しましたので、通知します。

記

審査対象議員名	
審査要求の内容	
審査会設置日	

第7号様式

審査会出席要請書

年 月 日

様

那覇市議会議員政治倫理審査会
委員長

次のとおり那覇市議会議員政治倫理審査会を開催しますので、那覇市議会議員政治倫理条例第10条第5項の規定に基づき、出席を求めます。

記

- 1 審査会の日時 年 月 日 時 分開始
- 2 審査会の場所
- 3 審査会の審査事由

※ 正当な理由なく審査会の求めを拒否したとき、又は虚偽の資料の提出若しくは陳述をしたときは、那覇市議会議員政治倫理条例第10条第8項の規定に基づき、その旨を公表することがあります。

第8号様式

審査結果報告書

年 月 日

那覇市議会議長 様

那覇市議会議員政治倫理審査会
委員長

那覇市議会議員政治倫理条例第10条(第4項・第9項)の規定に基づき、 年 月
日付けで審査要求のあった件について、次のとおり報告します。

記

- 1 審査対象議員
- 2 審査要求の対象となる事由の該当条項及び内容
(那覇市議会議員政治倫理条例第4条第 項第 号)
- 3 審査の結果

第9号様式

審査結果通知書

年 月 日

様

那覇市議会議長

年 月 日付けで審査要求があった件について、那覇市議会議員政治倫理審査会において審査をした結果は次のとおりでしたので、那覇市議会議員政治倫理条例第11条の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

- 1 審査対象議員
- 2 審査要求の対象となる事由の該当条項及び内容
(那覇市議会議員政治倫理条例第4条第 項第 号)
- 3 審査会の審査結果

第10号様式

説明会開催請求書

年 月 日

那覇市議会議長 様

請求者

住所

氏名

連絡先（電話）

那覇市議会議員政治倫理条例第17条第2項の規定に基づき、次のとおり説明会の開催を請求します。

記

- 1 説明会を開催し出席を求める議員の氏名

- 2 説明会の開催を請求する理由

【制定理由】

那覇市議会議員政治倫理条例(令和 5 年那覇市条例第 26 号。)及び那覇市議会議員政治倫理条例施行規程(令和 5 年那覇市議会訓令第 3 号。)の施行に関し必要な文書の様式を定めるため。